

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

65歳以上の全ての方へワクチン接種券をお送りします ～ワクチンの接種は高齢者施設から開始します～

新型コロナウイルスワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防する効果が期待されています。市では、国から示されるスケジュールに基づき、接種の準備をすすめています。

今回は、65歳以上の全ての方に通知を送ります。なお、ワクチンの供給量が限られていることから、県の依頼を受け、施設におけるクラスター発生防止のため、高齢者施設などに入所している方の接種から開始します。

■ 65歳以上の方へ接種券などを2回に分けて個別通知します

対象 令和3年度中に65歳以上に達する方

(昭和32年4月1日以前に生まれた方)

1回目: 3月下旬以降に郵送で接種券などを送付します。

2回目: 4月下旬以降、予約方法、予約開始時期や接種までの流れについての詳細を送付します。

封筒の中身をご確認ください

- 接種券 (クーポン券)
- 予診票 (2回分)
- 新型コロナワクチン接種に関するお知らせ (厚生労働省)
- 日立市からのお知らせ
- 予防接種についての説明書 (ファイザー社)



■ 接種順位と接種スケジュール

(令和3年3月10日現在)

| 接種順位 | 接種スケジュール (予定) | |
|--------------|---------------|----------|
| | ～3月末 | 4月～ |
| ①医療従事者 | 接種 (3月中旬以降開始) | |
| ②高齢者施設の入所者など | 接種券送付 | 接種 |
| ③高齢者 (65歳以上) | | 接種 |
| ④その他の方 | | 接種券送付 接種 |

■ コールセンター (電話相談窓口) と相談窓口を設置しました

【コールセンター「ワクチン接種ひたちコールセンター」】

受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日も対応)

問合せ 電話 050-3646-5466 (直通) F A X 85-8010

【相談窓口】

受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日は午前9時～午後5時)

ところ 日立市役所1階、多賀市民プラザ1階

ワクチン接種に関する情報は、随時ホームページ・ひたちナビでお知らせします。ぜひ、リアルタイムで配信されるひたちナビの登録をお願いします。



iPhone



Android

*最新の情報は、コールセンターにお問合せいただくか、市のホームページをご覧ください。

検査

対象者のうち、PCR 検査を希望する方の費用を一部助成します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び重症化を予防するために、高齢者や基礎疾患で治療を受けている方を対象に、本人希望による検査費用の一部助成を4月から6月まで実施します（原則1人1回）。

【対象者】

日立市民で、次の①②のどちらかに該当する無症状の方で、検査を希望するかた

① 検査日当日に 65 歳以上の方

② 64 歳以下の基礎疾患がある方

■ 慢性閉塞性肺疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患などで受診している方

■ 肥満（BMIが30以上）の方

* BMI = 体重kg ÷ (身長m × 身長m)

【検査方法】

だ液によるPCR検査（自宅で採取しただ液（検体）を提出します。詳細は予約後に通知します。

【自己負担金】

3,000 円

* 検査当日にお支払いとなります。生活保護を受給している方は無料（予約の際にお申し出ください）。

【場所】 保健センター

【4月の検査日・予約受付日】

| 検査日 (午前9時～正午) | 予約受付日 (午前9時～午後5時) |
|------------------|----------------------|
| 4月5日(月) | 3月29日(月) |
| 4月7日(水) | 3月31日(水) |
| 4月12日(月) | 4月5日(月) |
| 4月14日(水) | 4月7日(水) |
| 4月19日(月) | 4月12日(月) |
| 4月21日(水) | 4月14日(水) |
| 4月26日(月) | 4月19日(月) |
| 4月28日(水) | 4月21日(水) |

* 各日定員 50 人程度。

* 5月の検査日・予約受付日は4月20日号市報で、6月は5月20日号市報でお知らせします。

【申し込み】

予約受付日に電話で、健康づくり推進課
TEL 21-3300 IP 050-5528-5180 へ

支払 猶予

上下水道料金の納付が困難な方の支払いを猶予します

一定期間の収入が前年または前々年の同じ時期に比べ約20%以上減った場合
納付期限が**9月30日**までの上下水道料金の**支払猶予**

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年2月から納期限までの一定期間（1か月以上）の収入が、令和元年（平成31年）の同月または令和2年の同月と比較して概ね20%以上減少し、一時的に支払いが困難である方

対象となる料金 令和3年4月1日以降、令和3年9月30日までに納期限を迎える上下水道料金

申請期限 料金課までお問い合わせください。 * 納期限を経過した料金は支払猶予の対象外となります。

申請方法 収入が、令和元年（平成31年）の同月または令和2年の同月と比較し、減額したことが分かる書類及び本人確認ができるもの（運転免許証など）を持って、料金課窓口で申請してください。

問合せ 企業局料金課 内線 581